

令和6年度寒河江市新規就農者定住促進支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、本市で新たに農業を営む就農者を支援育成し、もって定着することを目的として、新規就農者の賃貸住宅の家賃の一部を助成し、新規就農者が指導・助言を受けることに対し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、交付対象者、補助採択要件等、補助金の額、交付対象期間等は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規就農者住宅支援事業（新規就農者向け）（別表第1）
- (2) 新規就農者住宅支援事業（農の雇用事業による研修生向け）（別表第2）
- (3) 新規就農者住宅支援事業（その他研修生向け）（別表第3）
- (4) 新規就農者営農支援事業（別表第4）

(補助金等交付申請書)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、それぞれ別表第1～4において、市長に提出しなければならない。

- (1) 新規就農者住宅支援事業事業計画書（様式第1号。前条第1号から第3号までの場合に限る。）
- (2) 新規就農者営農支援事業事業計画書（様式第2号。前条第4号の場合に限る。）
- (3) 市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第3号）

- (4) 初回申請時に限り、転入後の住民票の写し（世帯員全員のもの）及び、戸籍の附票の写し（世帯員全員のもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助事業等実績報告書）

第4条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規就農者住宅支援事業事業報告書（様式第4号。第2条第1号から第3号までの場合に限る。）
- (2) 新規就農者営農支援事業事業報告書（様式第5号。第2条第4号の場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付）

第5条 補助金の交付は、補助対象事業の区分に応じて、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規就農者住宅支援事業に係る補助金の交付は、4月分から9月分までを10月に概算払として、10月分から3月分までを翌年度の4月に精算払として支払うものとする。
- (2) 新規就農者営農支援事業に係る補助金の交付は、翌年度の4月に支払うものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする交付対象者は、補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
（申請内容の変更）

第6条 交付対象者は、第3条の申請内容について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借住宅を変更するとき。
- (2) 家賃の額を変更するとき。
- (3) 助成期間を変更するとき。

(補助金の返還)

第7条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助採択要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

(補助金返還の免除)

第8条 交付対象者は、次の各号のいずれかの事情により前条第2号に該当することとなった場合で、補助金の返還の免除を希望するときは、返還免除申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

- (1) 病気や災害など、交付対象者の責に帰することができない事由により、就農及び定住ができなくなったとき。
- (2) その他市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定により返還免除申請書が提出された場合で、その内容が適当であると認められるときは、補助金の返還を免除することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 新規就農者向け

<p>交付対象者</p>	<p>新規就農者で、将来とも寒河江市に在住し、中核農家として期待できると市長が認めた者で、市税等の滞納が無い者（納税相談をしている者を含む。）。</p>
<p>補助採択要件等</p>	<p>次の要件の全てを満たす者に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回申請時点において、市に転入する直前に、市外に在住していた期間が連続して1年以上あり、市外からの転入後1年未満の者で、市内の賃貸借住宅に居住していること（親族所有の賃貸借住宅を除く。） ・ 初回申請時点において、年齢が50歳未満であること ・ 本市において認定新規就農者に認定された者で、市内に農地があり、農業で生計を営む者であること ・ 転入後5年間寒河江市内に定住し、農業に従事することが見込まれること（研修期間を含む。）
<p>補助金の額</p>	<p>賃貸借住宅の家賃月額に2分の1を乗じて得た額又は月額4万円のいずれか低い額（1,000円未満切捨て）に、光熱水費として1月当たり5,000円を合算した額。</p>
<p>交付対象期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付開始から5年を上限とする（研修時に交付を受けていた場合はその期間を含む。） ・ 交付期間の開始は交付決定をした翌月からとする（初回申請時）
<p>その他（確認書類）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回申請時に、転入後の住民票の写し（世帯員全員のもの）及び戸籍の附表の写し（世帯員全員のもの）を提出すること ・ 交付終了後に転入から5年を迎える場合は、5年目の年まで住民票及び所得証明書を毎年市長に提出すること

別表第2 農の雇用事業による研修生向け

<p>交付対象者</p>	<p>市内の農家等で農の雇用事業を活用し、雇用就農により研修を受ける者で、将来とも寒河江市に在住し就農が図られると市長が認めた者で、市税等の滞納が無い者（納税相談をしている者を含む。）。</p>
<p>補助採択要件</p>	<p>次の要件のすべてを満たす者に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回申請時点において、市に転入する直前に、市外に在住していた期間が連続して1年以上あり、市外からの転入後1年未満の者で、市内の賃貸借住宅に居住していること（親族所有の賃貸借住宅を除く。） ・ 初回申請時点において、年齢が50歳未満であること ・ 市内の農家等で農の雇用により1年以上の研修を受けること ・ 転入後2年間市内に定住し、農業に従事すること
<p>補助金の額</p>	<p>賃貸借住宅の家賃月額に2分の1を乗じて得た額又は月額4万円のいずれか低い額（1,000円未満切捨て）に、光熱水費として1月当たり5,000円を合算した額。</p>
<p>交付対象期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農の雇用事業による助成対象期間を上限とする。ただし、研修終了後1年以内に本市で農地を取得し就農する場合、交付期間の開始から5年まで延長することができる。その場合、別表第1の要件に移行するものとする ・ 交付期間の開始は交付決定をした翌月からとする（初回申請時）
<p>その他（確認書類）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回申請時に、転入後の住民票の写し（世帯員全員のもの）及び、戸籍の附表の写し（世帯員全員のもの）を提出すること ・ 交付終了後に転入から2年を迎える場合は、2年目の年まで住民票を市長に提出すること

別表第3 その他研修生向け

<p>交付対象者</p>	<p>市内の農家等で農業次世代人材投資事業（準備型）等を活用し、研修を受けるもので、将来とも寒河江市に在住し就農が図られると市長が認めた者で、市税等の滞納が無い者（納税相談をしている者を含む。）。</p>
<p>補助採択要件</p>	<p>次の要件の全てを満たす者に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回申請時点において、市に転入する直前に、市外に在住していた期間が連続して1年以上あり、市外からの転入後1年未満の者で、市内の賃貸借住宅に居住していること（親族所有の賃貸借住宅を除く。） ・ 市内の農家等で1年以上の研修を受ける者で、研修終了後1年以内に市内で就農すること ・ 転入後2年間市内に定住し、農業に従事すること
<p>補助金の額</p>	<p>賃貸借住宅の家賃月額に2分の1を乗じて得た額又は月額4万円のいずれか低い額（1,000円未満切捨て）に、光熱水費として1月当たり5,000円を合算した額。</p>
<p>交付対象期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修開始後2年間を上限とする。ただし、研修終了後1年以内に本市で農地を取得し就農する場合は、交付期間の開始から5年まで延長することができる。その場合、別表第1の要件に移行するものとする ・ 交付期間の開始は交付決定をした翌月からとする（初回申請時）。

その他（確認書類）	<ul style="list-style-type: none">・初回申請時に、転入後の住民票の写し（世帯員全員のもの）及び、戸籍の附表の写し（世帯員全員のもの）を提出すること・交付終了後に転入から2年を迎える場合は、2年目の年まで住民票を市長に提出すること
-----------	--

別表第 4

<p>交付対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者住宅支援事業の交付対象者のうち、新規就農者及び農の雇用事業等研修先への助成を受けない研修生 ・指導者要件を満たす者より、営農活動及び経営等についての指導・助言を受ける者 ・市税等の滞納がない者（納税相談をしている者を含む。）
<p>指導者要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者及び寒河江市新規就農者支援育成協議会会員（新規就農者又は研修生の3親等以内の者を除く） ・交付対象者に対し、年間を通じた指導・助言を行うことができる者
<p>補助金の額</p>	<p>年間5万円</p>
<p>交付対象期間</p>	<p>2年間を上限とする。</p>